

「障害福祉サービス（指定短期入所）」重要事項説明書

当事業所は障害福祉サービスの指定を受けています。
(北海道指定 第 0113800403 号)

当事業所はご契約者に対して障害福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として障害認定区分審査会で認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 虐待の防止について.....	6
6. 苦情の受付について.....	7
7. 事故発生時の対応について.....	7

1. 事業者

- (1) 事業所名 新冠町
(2) 法人所在地 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
(3) 電話番号 0146-47-2111
(4) 代表者氏名 新冠町長 山本 政嗣

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 障害福祉サービス指定短期入所事業所
・平成20年 3月18日指定
北海道 第0113800403号

※当事業所は新冠町立特別養護老人ホーム恵寿荘に併設されています。

(2) 事業所の目的

当ホームは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の理念に基づき心身の状況、家族の疾病、冠婚葬祭出張等の理由、又は家族の身体的、精神的な軽減を図るため、一時的に居宅において、日常生活を営むことに支障のある利用者に対し、障害福祉サービスを提供することを目的とします。

(3) 事業所の名称 新冠町立特別養護老人ホーム恵寿荘

(4) 事業所の所在地 北海道新冠郡新冠町字中央町5番地の36

(5) 電話番号 0146-47-2355

(6) 事業所長（管理者）氏名 湊 昌行

(7) 当事業所の運営方針

心身に障害があるため常時の介護を必要とする方、日常生活を営むに支障のあるお年寄りを在宅介護する家族の疲れをいやし、社会的理由により一時的に介護し、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、利用者のニーズや障害福祉サービス計画等にもとづいた適切なサービスを愛情と誠意、人格、信頼関係のもとに提供することを基本とし運営しております。

(8) 開設年月 平成20年 4月 1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日、祝日 9時00分～17時00分

(10) 利用定員 10人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室か多床室（2人部屋）となっておりますのでご希望の居室をお申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に浴えない場合もあります。）（※各事業所における居室の決定方法を説明）下記表の居室のうち空室が3室あるときに当該事業に使用する。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	8室	従来型個室
2人部屋	1室	多床室
合計	9室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

(12) 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価を受けておりません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。※職員は併設施設と兼務しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	18名以上	17名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名以上	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師（非常勤）	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	休暇
1. 医師	月、火、木曜日（14：00～16：00）	
2. 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早出 6：15～15：00 2～3名 ・中出 7：30～16：15 1名 ・普出 9：00～17：45 3～4名 ・夜勤 16：00～9：30 3名 	交互
3. 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早出 8：00～16：45 0名 ・普出 8：30～17：15 2名 ・遅出 8：45～17：30 0～1名 <p>※夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</p>	交互
4. 機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が指定障害福祉サービスから給付される場合
- (2) 利用料金をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 指定障害福祉サービスの給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについて、利用料金の大部分（通常9割）が障害福祉サービスから給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8：00～8：30 昼食 12：00～12：30 夕食 17：00～17：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から障害福祉サービス給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の障害程度区分に応じて異なります。）

(2) 障害福祉サービス

1. ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金	障害支援区分 1	障害支援区分 2	障害支援区分 3	障害支援区分 4	障害支援区分 5	障害支援区分 6
	5,090 円	5,090 円	5,830 円	6,480 円	7,840 円	9,230 円
2. 内、サービス給付額	4,581 円	4,581 円	5,247 円	5,832 円	7,056 円	8,307 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1－2)	509 円	509 円	583 円	648 円	784 円	923 円
食費に係る費用額 (食費は全額自己負担)	朝食 481 円、昼食 482 円、夕食 482 円					

※ サービス利用料金については、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示）の額とします。

※常勤の管理栄養士を1名配置しておりますことから、栄養士配置加算として1日220円（自己負担額22円）を負担して頂きます。

※利用にあたり環境調整等として連続30日以内の利用について、短期利用加算として1日300円（自己負担額30円）を負担して頂きます。

※食費に係る費用については、新冠町介護サービス事業条例施行規則第5条の規程を準用します。

(3) 障害福祉サービス対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1食あたり朝食481円、昼食482円、夕食482円

※ 食費に係る費用については、新冠町介護サービス事業条例施行規則第5条の規程を準用します。

②理髪

[理髪サービス]

2か月に一度、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

（偶数月）

利用料金：1回あたり2,000円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、障害福祉サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	(自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 虐待の防止について (契約書第11条参照)

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	主任生活相談員 松原 寿安
-------------	---------------

○成年後見制度の利用支援を行います。

○苦情解決体制の整備を行います。

令和 年 月 日

障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

「恵寿荘」指定短期入所併設型事業所

説明者職名 主任介護支援専門員 氏名 上 垣 寿 江 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害福祉サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印

代理人 住所 氏名 印
(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 298.19㎡

(3) 併設事業

当施設では次の事業を併設して実施しています。※通所介護は指定管理者制度を導入
[介護老人福祉施設]平成12年12月13日指定 北海道 第0173800178号 定員50名
[通所介護] 平成12年12月15日指定 北海道 第0173800384号 定員18名

(4) 事業所の周辺環境 当施設は、市街地の中心部に位置しており、交通面でも便利で近くには小学校、老人憩いの家等もあり、人々の動きを身近に感じることができ、日当たりもよく、騒音も少なく、静かな環境のもとで生活することができます。

又、利用者の健康管理のめんでは、町立国保診療所と渡り廊下で結ばれているため、緊急時医療面での対応、体制が整っております。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

管理栄養士… ご契約者に対して栄養管理と食事相談等を行います。

1名の管理栄養士を配置しています。

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者に対する虐待防止等のための体制を整え、安心・安全なサービスを提供するとともに、関係機関と連携を図り、虐待の未然防止、早期発見及び迅速かつ適正な対応に努めます。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ア ご利用者の衣服、下着、寝巻（パジャマ）及び日用品
- イ ご利用者の教養娯楽品（施設で許可した物）
- ウ その他施設と協議した物品

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	新冠町立国民健康保険診療所
所在地	北海道新冠郡新冠町字中央町5番地の14
診療科	内科、整形外科、外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	新冠ファミリー歯科医院
所在地	北海道新冠郡新冠町字北星町5番地の83

(5) 事故発生時の対応について

サービス利用中に事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、施設側の責に帰すべき事由による事故については、損害賠償に応じます。

(6) 虐待等の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 成年後見制度の利用支援を行います。
- 苦情解決体制の整備を行います。
- 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討を行います。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減

じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の障害認定区分審査会の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②障害認定区分審査会によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が障害福祉サービス事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①障害福祉サービス対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「障害福祉サービス計画」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。